

高知県公報	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施	(統計分析課) 1
○県統計調査の実施及び告示の廃止	() 1
○令和2年度自衛官候補生の募集期間等	(危機管理・ 防災課) 1
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課) 2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	() 2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示(6件)	() 2
○道路の区域変更(2件)	(道路課) 8
○道路の供用開始	() 8
公 告	
○公文書の開示の令和元年度運用状況	(法務文書課) 9
○個人情報保護制度の令和元年度運用状況	() 10
○土地改良区の設立認可の適否決定	(農業基盤課) 12

告 示

高知県告示第839号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年10月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
高知県糖尿病薬処方実態調査
- 2 調査の目的
県内の糖尿病患者への処方薬の実態を把握し、糖尿病の重症化予防に向けた医療機関及び保険者が連携した療養支援体制を構築するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
店舗
 - (3) 属性

保険薬局

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- (1) 報告を求める事項
 - ア 保険薬局の名称
 - イ 保険薬局の所在地
 - ウ 糖尿病薬が処方された患者数及び錠数又は本数
 - エ 糖尿病患者が使用していた薬剤数による度数分布
 - オ 糖尿病患者の服薬又は注射が不規則になった理由
- (2) その基準となる期間
令和2年11月15日から同年12月14日まで

5 報告を求める者

- (1) 数
約400店舗
- (2) 選定方法
高知県薬剤師会が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
1回限り
- (2) 調査の実施期間
令和2年11月上旬から同年12月下旬まで

高知県告示第840号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示し、令和2年7月高知県告示第528号（県統計調査の実施）は廃止する。

令和2年10月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
雇用実績調査（高知県地域活性化雇用創造プロジェクトアンケート調査）
- 2 調査の目的
高知県地域活性化雇用創造プロジェクト事業（以下「雇用創造プロジェクト事業」という。）の活用による雇用効果を調査し、その実態を把握するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
事業者
 - (3) 属性
雇用創造プロジェクト事業を利用した事業者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項
 - ア 基本情報（事業所名、担当部署名、担当者名及び電話番号）
 - イ 雇用創造プロジェクト事業の活用による正社員の雇用の有無
 - ウ 雇用創造プロジェクト事業の活用による正社員の雇用及び就業の状況
 - エ 雇用創造プロジェクト事業の事業の利用の効果
- (2) その基準となる期日
毎年度6月30日、10月31日及び3月31日（一部の項目については、報告を求める年度の前年度1年間）

5 報告を求める者

- (1) 数
約20事業者
- (2) 選定方法
県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県から報告者に直接報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送による調査

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
年3回
- (2) 調査の実施期間
基準となる期日が6月30日の調査にあつては6月下旬から7月上旬まで、10月31日の調査にあつては10月下旬から11月上旬まで及び3月31日の調査にあつては3月下旬から4月上旬まで

高知県告示第841号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和2年10月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 男子及び女子（令和3年3月及び4月採用予定）
 - (1) 募集期間
随時（最終期限は、令和2年11月13日（金））
 - (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験	令和2年11月14日	香南市香我美町上分3390

口述試験 適性検査 身体検査	(土)	高知駐屯地
----------------------	-----	-------

2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第842号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和2年10月27日
高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市平田町戸内字東谷山6731の11、6731の14
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第843号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和2年10月27日
高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和41年4月農林省告示第547号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第844号
令和2年7月農林水産省告示第1317号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
令和2年10月27日
高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
安芸郡馬路村馬路68番地
イ 氏名
笹岡 営道
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高知市高見町415番地 フローラル高見102号
イ 氏名
松浦 薫
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高知市藪野北町四丁目17番1号
イ 氏名
吉村 真理
 - (4)ア 登記簿記載の住所
長岡郡西豊永村庵谷627番地イの2
イ 氏名
郷良 音馬
 - (5)ア 登記簿記載の住所
高知市朝倉乙293番地37
イ 氏名
福森 正
 - (6)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊村庵谷549番地ロ
イ 氏名
三谷 玄之
 - (7)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町寺内680番地
イ 氏名
中西 重久
 - (8)ア 登記簿記載の住所
長岡郡西豊永村川戸23番屋敷
イ 氏名
小笠原 良太

- (9)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町川戸23番屋敷
イ 氏名
小笠原 良太
- (10)ア 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村藤ノ野321番地
イ 氏名
長門 富明
- (11)ア 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村大藪810番地
イ 氏名
尾崎 幸太郎
- (12)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村桜810番地
イ 氏名
尾崎 幸太郎
- (13)ア 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村大藪778番地
イ 氏名
金尾 長寿
- (14)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町土居甲1045番地1
イ 氏名
北川 好恵
- (15)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町土居甲798番地
イ 氏名
西田 忠実
- (16)ア 登記簿記載の住所
高岡郡日高村本郷193番地1
イ 氏名
山中 正道
- (17)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町用居乙497番地
イ 氏名
梅木 吉盛
- (18)ア 登記簿記載の住所
高岡郡越知町桐見川249番地
イ 氏名
山崎 勝道
- (19)ア 登記簿記載の住所
高知市比島町二丁目9番27号
イ 氏名
久光 茂子
- (20)ア 登記簿記載の住所

<p>高岡郡樺原町榑原乙3569番地 イ 氏名 下元 貞太郎 (21)ア 登記簿記載の住所 横浜市瀬谷区相沢三丁目18番地4 第8 グランデュー ル平本103号 イ 氏名 片岡 章裕 (22)ア 登記簿記載の住所 大阪府枚方市招堤南町三丁目17番6-306号 イ 氏名 小野川 晶介 (23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町田野々348番地6 イ 氏名 遠山 稲美 (24)ア 登記簿記載の住所 静岡県御殿場市東田中1014番地 イ 氏名 久岡 政慶 (25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡江川崎村江川 イ 氏名 安倉 慶次 (26)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市屋島西町2308番地9 グレイスフル屋島 A棟A202 イ 氏名 中野 優也 (27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡月灘村赤泊130番地 イ 氏名 尾崎 雪男 (28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町赤泊133番地 イ 氏名 尾崎 須賀雄 (29)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村高須430番地 イ 氏名 楠瀬 冬 (30)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村高須430番地 イ 氏名 楠瀬 正</p>	<p>(31)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村黒石334番地 イ 氏名 大利 保 (32)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野北町三丁目3番13-2号 イ 氏名 大利 晟雄 (33)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町下津井553番地 イ 氏名 下本 邦義 (34)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町下津井529番地イ イ 氏名 八木 為夫 (35)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村橋1029番地 イ 氏名 宗教法人八坂神社 (36)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村下長谷1605番地8 イ 氏名 大塚 正美 (37)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町間下344番地 イ 氏名 武内 広二 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林 として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示 第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限 る。）で定めるところによる。 昭和45年7月農林省告示第969号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について 高知県告示第845号 令和2年7月農林水産省告示第1342号で告示した指定施業要件 の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森 林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び馬路村役場に 掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和2年10月27日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区羽根木一丁目10番6号 イ 氏名 坪内 美智 (2)ア 登記簿記載の住所 高知市中宝永町11番8号 イ 氏名 山下 照子 (3)ア 登記簿記載の住所 高知市西洋町1番地 イ 氏名 山下 照子 (4)ア 登記簿記載の住所 高知市東雲町112番地 イ 氏名 山下 律務 (5)ア 登記簿記載の住所 高知市宝町12番4号 イ 氏名 山下 敦 (6)ア 登記簿記載の住所 東京都文京区本駒込五丁目74番6号 白根荘 イ 氏名 多田 祐輔 (7)ア 登記簿記載の住所 室戸市羽根町甲506番地 イ 氏名 久保 隆史 (8)ア 登記簿記載の住所 福岡市早良区室見二丁目15番1号 イ 氏名 松本 義次 (9)ア 登記簿記載の住所 大阪府豊中市上野四丁目16番地 イ 氏名 黒岩 寅喜代 (10)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部1235番地20 イ 氏名 山田 洋右 (11)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津764番地 イ 氏名</p>
---	--	--

<p>(12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路2214番地 イ 氏名 岩城 明信</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路456番地 イ 氏名 乾 岩松</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 安芸市川北甲1048番地 イ 氏名 乾 幸久</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路430番地 イ 氏名 山下 幸一</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村二タ又357番地 イ 氏名 久保 尊雄</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 安芸市東浜645番地 5 イ 氏名 畠中 一男</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 宿毛市片島1085番地 イ 氏名 国広 富香</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮中町一丁目16番21号 イ 氏名 久保 忠博</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 奈良県生駒市俵口町886番地 1 イ 氏名 山本 征二</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 中村市古尾20番地 イ 氏名 今城 功</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市香里南之町36番34-608号 イ 氏名 東 佳子</p>	<p>(23)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2296番地 イ 氏名 木下 助義</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年7月農林省告示第1058号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第846号 令和2年7月農林水産省告示第1344号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和2年10月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町266番地 イ 氏名 鶴和 房一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町4728番地 3 地先 イ 氏名 室戸岬東漁業協同組合</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町7359番地 イ 氏名 山下 稔枝</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町515番地 イ 氏名 川西 泉</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町482番地 2 イ 氏名 町田 芳道</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字須原33番地 サザンウインドパートII 101号 イ 氏名</p>	<p>橋本 泰宏 (7)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町525番地 1 イ 氏名 田中 嘉市</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町455番地 イ 氏名 浅川 良住</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町361番地 イ 氏名 久保 稔春</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町463番地 イ 氏名 浅川 喜弥太</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町315番地 イ 氏名 川西 豊年</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町240番地 2 イ 氏名 山下 政市</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町196番地 イ 氏名 山下 勝平</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町194番地 イ 氏名 田中 善太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町515番地 イ 氏名 鶴和 政一郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町479番地 イ 氏名 畠中 稔</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町263番地 2 イ 氏名 鶴和 長太郎</p>
---	--	---

<p>(18)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津864番地 イ 氏名 竹谷 隆郎</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町515番地1 イ 氏名 松沢 懸太郎</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町34番地 イ 氏名 松沢 肇次郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町184番地 イ 氏名 松沢 俊作</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町120番地 イ 氏名 谷岡 豊吉</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町281番地 イ 氏名 山下 二美男</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町514番地2 イ 氏名 久保 誠一</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町3178番地 イ 氏名 山下 弥源太</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 群馬県前橋市六供町448番地1 イ 氏名 桜井 寅善</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高知市南はりまや町一丁目10番4号 イ 氏名 橋本 千草</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町177番地 イ 氏名 羽坂 嘉寿馬</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>室戸市室戸岬町7359番地1 イ 氏名 椎名漁業協同組合</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町470番地 イ 氏名 山下 芳松</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町28番屋敷 イ 氏名 久保 久万吉</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸岬町椎名19番屋敷 イ 氏名 大黒 貞吉</p> <p>(33)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町177番地 イ 氏名 羽坂 喜寿馬</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年10月農林省告示第1424号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について 高知県告示第847号 令和2年7月農林水産省告示第1434号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和2年10月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村潰溜437番地 イ 氏名 日浦 亀益</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝2104番地 イ 氏名 野中 清志</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 愛媛県東宇和郡宇和町大字下松葉甲1302番地</p>	<p>イ 氏名 市川 茂恵</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和41年12月農林省告示第1656号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について 高知県告示第848号 令和2年7月農林水産省告示第1435号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和2年10月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙246番地2 イ 氏名 仙頭 喜三一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙230番地1 イ 氏名 仙頭 靖</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙808番地 イ 氏名 蔦川 寿恵広</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2823番地1 イ 氏名 多田 豊</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市下田部町一丁目2番13号 イ 氏名 仙頭 早美</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙1575番地 イ 氏名 岩川 勇</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙555番地 イ 氏名</p>
---	--	---

<p>松本 幸一郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙4912番地</p> <p>イ 氏名 仙頭 吉之助</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙542番地</p> <p>イ 氏名 長田 亀由</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙728番地</p> <p>イ 氏名 栗林 実</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和44年3月農林省告示第483号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第849号 令和2年8月農林水産省告示第1554号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和2年10月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 曾我 萬太郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 筒井 十太郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 坂本 専助</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>記載なし</p> <p>イ 氏名 門田 安平</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 曾我 百太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 記載なし</p> <p>イ 氏名 筒井 覚次</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部188番地4</p> <p>イ 氏名 筒井 秀寿</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎1524番地</p> <p>イ 氏名 三崎東平山生産森林組合</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市針木南10番16号</p> <p>イ 氏名 横山 篤志</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大方町蛭川1322番地</p> <p>イ 氏名 金子 保</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市田出井町7番24-208号</p> <p>イ 氏名 関田 裕</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 兵庫県加古川市加古川町南備後82番地22</p> <p>イ 氏名 東 正憲</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市元浜町四丁目13番地1</p> <p>イ 氏名 東 徳仁</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1669番地</p> <p>イ 氏名 窪田 覚次</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1669番地</p>	<p>イ 氏名 窪田 覚二</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1283番地</p> <p>イ 氏名 尾上 佳生</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1675番地</p> <p>イ 氏名 西村 忠三</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2253番地3</p> <p>イ 氏名 中野 金夫</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津973番地</p> <p>イ 氏名 山本 房市</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津885番地</p> <p>イ 氏名 久保 雪見</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市西昆陽宇ヨウダ16番地2</p> <p>イ 氏名 町田 矩一</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津491番地</p> <p>イ 氏名 米沢 菊衛</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 広島県福山市南手城町732番地</p> <p>イ 氏名 和田 耕一</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2644番地</p> <p>イ 氏名 改田 佳雄</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1381番地1</p> <p>イ 氏名 上松 義喜</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3142番地</p> <p>イ 氏名</p>
--	---	---

(27)ア	西村 春美 登記簿記載の住所 室戸市室津972番地	(38)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津1641番地		高知市潮新町一丁目15番8号	
イ	氏名 田淵 儀忠	イ	氏名 稲垣 徳重		イ 氏名 浜口 松寿	
(28)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津1740番地4	(39)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津1664番地		(50)ア	登記簿記載の住所 東京都大田区大森西三丁目12番18号
イ	氏名 山脇 増恵	イ	氏名 山田 八五郎		イ	氏名 松村 建夫
(29)ア	登記簿記載の住所 室戸市浮津一番町187番地	(40)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津808番地1		(51)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津1635番地4
イ	氏名 一円 積穂	イ	氏名 谷口 新耕		イ	氏名 稲垣 徳重
(30)ア	登記簿記載の住所 高知市横浜78番地1	(41)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津40番屋敷		(52)ア	登記簿記載の住所 大阪府豊中市東寺内町10番3号
イ	氏名 坂本 正道	イ	氏名 大久保 亀次郎		イ	氏名 水口 一依
(31)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地	(42)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津3242番地1		(53)ア	登記簿記載の住所 室戸市浮津三番町179番地2
イ	氏名 岡崎 左門	イ	氏名 藤戸 儀美		イ	氏名 一円 積穂
(32)ア	登記簿記載の住所 高知市潮新町一丁目10番17号	(43)ア	登記簿記載の住所 高知市愛宕山90番地1		(54)ア	登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙365番地
イ	氏名 浜口 松寿	イ	氏名 竹村 啓介		イ	氏名 栗林 清恵
(33)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津952番地3	(44)ア	登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市杭瀬字寺島52番地		(55)ア	登記簿記載の住所 高岡郡樺原町大蔵谷1040番地
イ	氏名 田村 一男	イ	氏名 篠原 政男		イ	氏名 坂本 誠
(34)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津1694番地3	(45)ア	登記簿記載の住所 大阪市大淀区長柄中通一丁目25番地		(56)ア	登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村藤ノ川138番地4
イ	氏名 前田 陽三	イ	氏名 水口 一依		イ	氏名 稲田 尚史
(35)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地	(46)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津1644番地		(57)ア	登記簿記載の住所 宮崎市下北方町平田903番地16
イ	氏名 和田 愛次郎	イ	氏名 町田 矩一		イ	氏名 木戸 省三
(36)ア	登記簿記載の住所 高知市介良40番地	(47)ア	登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町1682番地		(58)ア	登記簿記載の住所 幡多郡津大村藤ノ川8番屋敷
イ	氏名 植松 忠光	イ	氏名 浜口 弥弥太		イ	氏名 松本 信太郎
(37)ア	登記簿記載の住所 東京都渋谷区東三丁目8番21号	(48)ア	登記簿記載の住所 室戸市浮津二番町287番地2		(59)ア	登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村藤ノ川69番地
イ	氏名 松村 建夫	イ	氏名 田淵 儀忠		イ	氏名 柴藤 信吉
		(49)ア	登記簿記載の住所		(60)ア	登記簿記載の住所 東京都板橋区成増四丁目17番26号

イ	氏名 小松 吉徳
(61)ア	登記簿記載の住所 福岡県糟屋郡古賀町大字鹿部1313番地49
イ	氏名 山崎 利雄
(62)ア	登記簿記載の住所 高知市朝倉本町二丁目 6 番34号
イ	氏名 石本 美智子
(63)ア	登記簿記載の住所 四万十市佐岡1040番地 ユニオンハイツ 3 303
イ	氏名 山岡 修一
(64)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市越前町 4 番 8 号
イ	氏名 岡山 善朗
(65)ア	登記簿記載の住所 宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目24番地 6
イ	氏名 池田 治英
(66)ア	登記簿記載の住所 徳島市末広四丁目 5 番38- 1 号
イ	氏名 池田 慎二郎
(67)ア	登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2126番地
イ	氏名 貝川 亀三郎
(68)ア	登記簿記載の住所 高岡郡檮原村檮原甲1021番地
イ	氏名 成岡 毅
(69)ア	登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1931番地
イ	氏名 貝川 一幸
(70)ア	登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1949番地
イ	氏名 山本 艶美
(71)ア	登記簿記載の住所 土佐郡土佐町地蔵寺1185番地
イ	氏名

(72)ア	土佐村地蔵寺生産森林組合 登記簿記載の住所 安芸郡北川村大字加茂104番地		
イ	氏名 長田 トシ子		
(73)ア	登記簿記載の住所 中村市巖岡乙1438番地		
イ	氏名 松田 駿三郎		
(74)ア	登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1184番地		
イ	氏名 細川 利治		
2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨			
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るもの(国有林に係るものを除く。)に限る。)で定めるところによる。 昭和46年3月農林省告示第721号			
(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について			
高知県告示第850号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、令和2年10月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和2年10月27日 高知県知事 濱田 省司			
1 道路の種類 県道 2 路線名 窪川船戸 3 道路の区域			
区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡中土佐町大野見大股518番1から高岡郡中土佐町大野見大股302番まで	前	2.6	590
		14.9	
高岡郡中土佐町大野見大股508番から高岡郡中土佐町大野	A	2.6	536
		9.8	

見大股302番まで	後		
高岡郡中土佐町大野見大股518番1から高岡郡中土佐町大野見大股302番まで	B	11.9	484
		68.9	
高岡郡津野町桑ケ市字上ミ窪2922番地先から高岡郡津野町桑ケ市字梶ノ木畑2078番1まで	前	8.5	320
		40.0	
高岡郡津野町桑ケ市字上ミ窪2922番地先から高岡郡津野町桑ケ市字上ミ窪2923番地先まで	後	16.0	13
		17.0	

高知県告示第851号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和2年10月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年10月27日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 中村宿毛
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
幡多郡三原村廣野字西名本屋敷693番3から幡多郡三原村亀ノ川字桑原1099番1まで	前	7.8	244
		30.7	
幡多郡三原村亀ノ川字桑原1099番1まで	後	9.9	244
		33.6	

高知県告示第852号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村廣野字西名本屋敷693番3から 幡多郡三原村亀ノ川字桑原1099番1まで	244	令和2年10月27日

公 告

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第18条の規定により、令和元年度における公文書の開示の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年10月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 公文書開示請求件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請求件数		1,426件
決 定	開 示	830件
	部 分 開 示	511件
	非 開 示	8件
内 容	存否応答拒否	1件
	不 存 在	112件
	不 受 理	1件
	取 下 げ	200件

- 2 審査請求の件数及び処理件数等（令和2年3月末現在）

審査請求の件数	平成30年度繰越し分	2件
	令和元年度分	1件
処理件数	認 容	0件
	一部認容	1件
	却 下	1件
	棄 却	0件
	取 下 げ	0件
審 理 中		1件

- 3 開示請求者数（延べ数）

区 分	請求者数
県内に住所を有する個人	296件
県外に住所を有する個人	60件
県内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	786件
県外に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	284件
計	1,426件

4 実施機関別決定件数及び決定内容等の内訳

(単位：件)

実施機関	知										事				計	警察本部 長	公安委員会	監査委員	人事委員	選挙管理委員	教育委員	議	労働委員	収入委員	海区漁業調整委員	内水面漁場管理委員	公営企業管理	高知県公立大学	計
	総務部	危機管理	健康福祉	地域生活	文化	産業振興	中山間振興・交通	商工労働	観光振興	農業振興	林業振興・環境	水産振興	土木部	会計管理															
請求件数	58	24	210	17	33	2	4	39	13	40	82	10	629	1	1,162	154		1	14	75	2					17	1	1,426	
決定	22	15	188	18	34		4	27	4	46	31	8	324	1	722	40			3	50	1					13	1	830	
内容	36	2	21	6	8	2	1	18	2	6	22	3	294		421	66			10	10					4		511		
等	2		1										4		7			1									8		
	1	1	2	3	3						38	5			53	53				5							112		
																											1		
	10	11	38	7	7		2	4	7	6	10	1	54	1	158	1			38	1						2	200		

注 1 件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第42条の規定により、令和元年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年10月27日

高知県知事 濱田 省司

- 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
3,058件
- 個人情報開示請求の件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請求件数		143件
決定	開示	24件
	部分開示	109件
内容	非開示	0件
	存否応答拒否	0件
	不存在	20件
	不受理	0件
等	取下げ	7件

- 個人情報訂正請求の件数
0件
- 個人情報是正請求の件数
0件
- 口頭による開示請求の件数
8,180件
- 審査請求の件数及び処理件数
審査請求の件数 0件
処理件数 0件
- 事業者に対する説明等の要求件数
0件
- 事業者に対する是正の勧告件数
0件
- 事業者が勧告に従わなかった旨等の事実の公表件数
0件
- 開示請求者数（延べ数）

区 分	請求者数
県内に住所を有する本人	137人
県外に住所を有する本人	2人
県内に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県外に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県内に住所を有する遺族等	2人
県外に住所を有する遺族等	2人
計	143人

1.1 実施機関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等の内訳

(単位：件)

実施機関	高 知 県													合 計																
	総務部	危機管理課	健康政策課	地域福祉課	文化・生活・スポーツ課	産業振興・推進課	中山間振興・交通課	簡工労働課	観光振興課	農業振興課	林業振興・環境課	水産振興課	土木部		会計管理課															
個人情報取扱事務登録簿の登録件数	125	29	434	366	176	56	34	158	29	343	245	71	226	10	2,302	24	258	34	23	10	6	233	12	11	5	5	44	91	3,058	
請求件数	4	3	9	6	4	6	6	8	30	16	13	27	6	4	59	2	70	4	2	4	4	5	31	5	1	8	4	143		
決定内容	2	1	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	24	
存在	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	20	
不受																														
取下			1																											7
口頭による開示請求件数			64	15			3	1																					8,180	
請求件数			64	15			3	1																					223	8,180

注 1 件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、中村和雅ほか16名からの高知南国土地改良区の設立認可の申請は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年10月27日

高知県知事 濱田 省司

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間

令和2年10月27日から同年11月26日まで

3 縦覧場所

南国市役所

4 その他

この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。